

いちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会に係る加入保険仕様書

1 保険種目、対象、補償内容等

(1) 傷害保険

いちご一会とちぎ国体・とちぎ大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が主催するいちご一会とちぎ国体セーリング競技リハーサル大会（以下「大会」という。）について、開催準備業務及び開催期間中において、大会役員等が偶然の事故等による生命又は身体等に生じた損害を補償する。

ア 対象及び補償内容

[被保険者]

- A 大会役員、競技役員、競技補助員、競技会役員、競技会補助員、ボランティア
- B 医師
- C 看護師等

[対 象]

被保険者が、セーリング競技会での運営業務、開催準備業務に従事している時、又は当該業務に従事するため、自宅若しくは宿泊所を出てから帰着するまでの往復途上及び会場間の移動中に発生した偶然の事故により、生命・身体に生じた損害への補償。

（被保険者は事前には確定しないため、無記名式とする。）

区 分	内 容
死亡保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に死亡したとき
後遺障害保険金	偶然の事故による傷害に起因して、受傷日から 180 日以内に後遺症が生じたとき
入院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により入院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間に限る。）
通院保険金	偶然の事故による傷害に起因して、日常生活又は平常業務に支障が生じたため、医師の指示により通院して治療を受けたとき（受傷日から 180 日以内の間で、通院日数は 90 日を限度とする。）

[補償内容]

区分	死亡・後遺障害	入院日額	通院日額
A	3,000万円	5,000円	3,000円
B	10,000万円	30,000円	10,000円
C	3,000万円	10,000円	5,000円

イ 被保険者数（延べ人員）

別紙 1 「傷害保険対象者推計表」参照

(2) 損害賠償責任保険

実行委員会が主催する大会の開催準備業務及び開催期間中において、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上

の損害賠償責任を負担することになった場合のてん補をする。

- ア 施設（主催者）賠償責任保険
- イ 受託物（保管物）賠償責任保険・動産総合保険
- ウ 生産物賠償責任保険
- エ 医師賠償責任保険

ア 施設（主催者）賠償責任保険

（ア）対象及び補償内容

[対 象]

競技会場、練習会場等及び会場内外に設置する看板やのぼり、仮設物等、実行委員会が所有又は管理運営するもの並びに運営上の過失に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補

[補償内容]

対人 1 人 10,000 万円 対人 1 事故 10,000 万円 対人保険期間中 30,000 万円
対物 1 事故 10,000 万円 対物保険期間中 30,000 万円
免責金額なし

（イ）保険条件

別紙 2 「大会等の概要」

別紙 3 「施設（主催者）賠償責任保険対象者推計表」参照

イ 受託物（保管物）賠償責任保険・動産総合保険

（ア）対象及び補償内容

[対 象]

セーリング競技会で使用する借用器具が保管又は使用中に火災・盗難若しくは取扱上の過失による損壊によって、実行委員会が貸主に対して損害賠償を負担することとなった場合のてん補。

[補償内容]

対物賠償 1 事故 時価合計額

（イ）保険対象保管物

別紙 4 「借用物品一覧」参照

ウ 生産物賠償責任保険

（ア）対象及び補償内容

[対 象]

実行委員会が、競技会場等で提供した飲食物に起因して、第三者に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補。

[補償内容]

対人 1 人 10,000 万円 対人 1 事故 10,000 万円 対人保険期間中 30,000 万円
免責金額なし

（イ）保険対象物

別紙 5 「生産物賠償責任保険対象一覧表」参照

エ 医師賠償責任保険

(ア) 対象及び補償内容

[対 象]

実行委員会が管理運営する救護施設等での、医師が行った医療行為および看護師が行った看護業務等(医師の命令に基づくことが前提)に起因して、第三者の生命・身体に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することとなった場合のてん補。

[補償内容]

対人 1 人 10,000 万円 対人 1 事故 10,000 万円 対人保険期間中 30,000 万円

免責金額なし

(イ) 救護所設置会場および医療従事者数

別紙 6 「医師・看護師等配置計画」参照